

新型コロナウイルス規制緩和措置について

9月23日、トリニダード・トバゴ政府は、新型コロナウイルス対策として現在実施されている規制について、夜間外出禁止時間の変更やワクチン完全接種者のレストランや映画館等への立ち入りを可能とする等の緩和措置を発表しました。

- 1 9月27日（月）以降、外出禁止時間を午後10時から翌午前5時までの時間に変更する。
- 2 10月11日（月）以降、ワクチン完全接種者はワクチン接種証明書の所持により、映画館、バー、レストラン、ジム、カジノへの立ち入りが可能となる。

（参考）

政府ホームページ

<http://laws.gov.tt/ttdll-web/revision/bylegalnotice>

首相 Facebook

<https://www.facebook.com/OPMTT/>

保健省ホームページ

<https://health.gov.tt/>

（問い合わせ先）

在トリニダード・トバゴ日本国大使館（アンティグア・バーブーダ、セントクリストファー・ネイビス、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、スリナム、ガイアナを兼轄）

住所：5 Hayes Street、St. Clair、Port of Spain、Trinidad and Tobago、W. I.
(P. O. Box1039)

電話：628-5991 国外からは（国番号 1-868）628-5991

FAX：622-0858 国外からは（国番号 1-868）622-0858

ホームページ：https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp